



高齢者タクシー料金助成利用券について (一般タクシー)

1 交付対象者

以下の①～④全てに該当する人

- ① 介護保険の要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人
- ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど介護等事業を提供する施設や、サービス付き高齢者向け住宅に入所・入居していない人（自宅で生活をしている人）
- ③ 安城市高齢者タクシー料金助成利用券（車いす・ストレッチャー専用）の交付を受けていない人
- ④ 安城市障害者福祉タクシー料金助成の対象とならない人

2 交付枚数 (年度末までの申請月を含めた残り月数×3枚)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3

3 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入のうえ、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口（44番）で申請してください。介護保険被保険者証（またはその写し）が必要です。

4 助成内容

- ・「500円の利用助成券×交付枚数」を交付します。

5 利用方法

- ・乗車の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき1枚のみ利用できます。
- ・利用できるのは表紙に名前が記載されている方のみです。（付き添い者の同乗は可ですが、券は本人分しか使用できません）
- ・普通車両（一般タクシー）のみ利用できます。
- ・「本チラシ裏面」及び「タクシー券冊子裏表紙」に記載の事業者で利用できます。

6 タクシー券の返却が必要となる場合

- ・介護等事業を提供する施設に入所した場合（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅 など）
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合

※チケットの情報やタクシー会社の乗務記録等を確認させてもらう場合があります。

- ・タクシーは、時間に余裕を持って手配しましょう。
- ・混雑が予想される時間帯などは、事前に予約をすることをお勧めします。
- ・配車アプリを利用した場合、高齢者タクシー料金助成利用券が使用できない場合があります。

【利用対象タクシー会社】

会社名	電話番号	所在地
(株)エクスプレス・サービス	(0120)476-678	安城市篠目町
大興タクシー(株)	(0566)21-3418	安城市二本木町
さくらタクシー	(0566)71-2766 (事前予約不可)	安城市朝日町
名鉄東部交通(株)	(0566)81-1276	知立市上重原町
愛知みどり交通(株)	(0566)41-2424	碧南市久沓町
介護タクシーカルカル	(080)9493-2991	岡崎市宇頭町
さわやか介護タクシー	(0564)58-2424	岡崎市羽根町

行先または乗車地が豊田市、岡崎市、幸田町、みよし市の場合

豊栄交通(株)	(0565)28-0228	豊田市深田町
---------	---------------	--------

行先または乗車地が知多地域の場合

名鉄知多タクシー(株)	(0569)37-1112	半田市住吉町
-------------	---------------	--------

令和8年5月8日現在